

海津市住まいる三世代同居・近居世帯 定住奨励金交付事業

～ 申請の手引き ～

申請受付：平成29年度から

海津市建設水道部 住宅都市計画課 住宅係

☎0584-53-3485(直通) 内線5111, 5112

<目次>

1 この事業の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 用語の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 交付対象者・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4 交付対住宅について・・・・・・・・	7
5 奨励金の額等について・・・・・・・・	8
6 申請書類及び提出書類について・・・・・・・・	9
7 交付の取り消し及び返還について・・・・・・・・	11
8 Q&Aについて・・・・・・・・	12
9 申請書等の記入例について・・・・・・・・	

1【この事業の趣旨】

三世代の同居及び近居を促進することで、子育て支援や家庭教育の充実、高齢者の安全で安心できる生活の確保等の家庭機能の強化を図り、もって移住定住人口の増加を目指すため、住宅の取得や所有住宅の増改築及びリフォーム（以下、「新・増改築等」という。）を行って三世代の同居又は近居をする者に対して、予算の範囲内において三世代同居・近居世帯定住奨励金（以下「奨励金」という。）を交付します。

※対象となる住宅は、三世代の同居又は近居する方が所有する住宅です。

2【この事業の適用期間】

適用期間：平成29年4月1日より平成32年3月31日まで
「平成29年度～平成31年度」の3年間

3 【用語の意義】

この制度で使用される用語の意義は、次のとおりです。

用語	用語の意義
「子世帯」とは	18歳未満の者（母子健康手帳等で出生予定であることが確認できる者を含む。）及び その父母（いずれか一方である場合を含む。）で構成され、その方々が居住している世帯です。 ※子世帯の世帯員で18歳未満の子どもがいれば、18歳以上の子どもがいても対象となります。養子関係にある場合も、実子と同じ取扱いです。
「子」とは	子世帯における父又は母のことです。
「親」とは	子の1親等の直系尊属をいいます。
「同居」とは	平成29年4月1日以降から平成32年3月31日までに、1棟の建物又は同一敷地内若しくは隣接敷地内にある2棟以上の建物に親及び子世帯が居住することをいいます。生計が同じであるかどうかは問いません。
「近居」とは	平成29年4月1日以降から平成32年3月31日までに、親及び子世帯が居住する住宅の距離が直線で2キロメートル以内又は親世帯と子世帯が市内の小学校の区域内に居住することをいいます。 ※申請時には、両方の世帯の居住する建物の場所の分かる位置図が必要です。
「住宅取得」とは	自己の居住の用に供するため、市内に住宅を新築し、又は購入し（中古住宅の購入を含む。）、所有権保存登記等（中古住宅の場合においては、所有権移転登記を含みます。）をすることをいいます。ただし、住宅取得者が、3親等内の者から購入した住宅及び市内の公共事業による移転補償、損害賠償等の補填を受けて新築又は購入した住宅は対象外となります。
「3親等内」とは	住宅取得者からみて、1親等は父母、子。2親等は祖父母、兄弟姉妹、孫。3親等は曾祖父母や伯叔父母、甥姪となります。
「増改築」とは	既存の住宅を増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えることをいいます。
「リフォーム」とは	住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、住宅の一部を修繕、補修、模様替え及び取り換え等を行うことをいいます。
「住宅取得日」とは	所有権保存登記等をした日をいいます。
「増改築又はリフォームに係る工事の竣工日」とは	増改築又はリフォームに係る工事の対象経費の領収書の発行日をいいます。

4 【交付対象者】

奨励金の交付対象者は、市内に居住する目的で三世代同居等のために新・増改築等を行った者で、次の①～⑦のいずれにも該当するものとします。

<p>①親又は子世帯のどちらか一方が<u>1年以上本市の住民基本台帳に登録があること</u>。</p> <p>※親又は子世帯の両方とも登録があっても、対象です。各世帯の世帯員のうち一人以上の登録があることが必要です。</p>
<p>②平成29年4月1日以降から平成32年3月31日までの工事完了後の住宅に親又は子世帯のどちらか一方の居住の実態があり、かつ、3年以上居住する意思のあること。</p> <p>※市内の転居（近居）により三世代同居等をするようになる場合も対象となります。</p> <p>※なお、既に三世代同居等をしている世帯や、住所の移動がなく出生により<u>三世代同居等の状態となる世帯については対象となりません。</u></p>
<p>③申請日及び申請後の毎年4月1日時点で、三世代同居等をする世帯員全員が、本市において市税等の滞納がないこと。</p> <p>※申請者の世帯だけでなく、三世代同居等をする世帯員全員に求められます。</p> <p>※「市税等」には、市税（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料、保育料の税務賦課及び住宅や保育に関する公租公課をいいます。</p>
<p>④申請日及び申請後の毎年4月1日時点で、本市内において三世代同居等をしていること。</p> <p>※2年度目以降は、毎年4月1日現在の「状況報告書」の提出をすること。</p>
<p>⑤三世代同居等をする世帯員全員が、海津市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していない者であること。</p>
<p>⑥三世代同居等をする世帯は、地域住民との親睦を図り、自治活動に参加するために、自治会に加入する者であること。</p> <p>※自治会加入が必須条件となります。</p>
<p>⑦三世代同居等をする世帯員全員が、過去にこの奨励金の交付申請をしていない又は過去に同一の住宅についてこの奨励金の交付を受けていないこと。</p> <p><例></p> <p>【子世帯が市内に転入された場合】</p> <p>・子のそれぞれの親（離婚を含む）が既に市内に居住している場合は、いずれかの親との三世代同居等の申請ができるのは、<u>一回限り</u>です。</p> <p>【親が市内に転入された場合】</p> <p>・二つ以上の子世帯が既に市内に居住している場合は、いずれかの子世帯との三世代同居等の申請ができるのは、<u>一回限り</u>です。</p>

5 【交付対象例】

次のとおり参考としてください。

内 容	○(交付該当) ×(非該当)
既に親世帯が市内に1年以上住んでいて、平成29年4月1日以降に子世帯が市外から転入し同居又は近居する場合	○
既に子世帯が市内に1年以上住んでいて、平成29年4月1日以降に親世帯が市外から転入し同居又は近居する場合	○
既に親と子世帯が市内に1年以上同居しており、子世帯が新築により近居へ転居した場合	○
既に親と子世帯が市内に1年以上同居しており、子世帯が新築により親の小学校区内へ近居し転居した場合	○
既に三世帯同居等をしている世帯（出産により子世帯となる場合も含む）が、「新・増改築等」を行った場合	×
平成29年2月28日に新築完成（登記完了）し、平成29年3月10日から市外の親が転入し三世帯同居をしている場合	×

『住宅要件の注意事項』

※新築住宅や中古住宅、増改築で所有権保存登記等をした場合は、住宅取得日が平成29年4月1日以降の物件が対象となります（建築工事請負契約書や売買契約書の日付は、平成29年4月1日以前でも可）。

※増改築やリフォーム工事で、所有権保存登記等をしていない場合は、工事の竣工日が平成29年4月1日以降の物件が対象となります（市内事業者が行った工事が対象です）。

※居住実態や納税状況等の交付条件に適合しているかどうか、翌年度以後も市で調査させていただきます。

6 【交付対象住宅について】

奨励金の対象となる経費は、三世帯同居等のために行う新・増改築等に係る経費で、(1)～(3)の条件を満たすものです。

(1) 新・増改築等に係る工事請負契約金額又は売買契約金額（住宅の立地する土地代を含む。）が、30万円以上であること。

※トイレと居室の改修を行うなど、複数の工事を行った場合は、合計の金額が30万円以上であることが必要です。

(2) リフォームに係る工事は、市内事業者が行った工事であること。

(3) 住宅取得日及び増改築又はリフォームに係る工事の竣工日は、三世帯同居等を始めた日の前後4ヶ月以内であること。

※前後4ヶ月を越した場合は対象となりませんので、計画的に本制度をご活用ください。

上記の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、対象経費としません。

- ①敷地造成及び門扉、塀その他の外構の工事に係る経費
- ②家具及び家庭用電気機械機器の購入、設置などに係る経費
- ③物置及び車庫の設置等に係る経費
- ④本市内の公共事業の施行に伴う補償の対象となる工事に係る経費
- ⑤海津市定住奨励金交付要綱（平成27年告示第76号）に規定する海津市定住奨励金を除く本市の他の助成制度を活用した経費

例：新築・中古住宅を取得した場合は、移住定住促進奨励金と兼ねることが出来ます。増改築やリフォームの場合は、自宅での介護のための住宅改修補助と兼ねることが出来ません。

- ⑥その他市長が対象経費として適当でないとするものに係る経費

7【奨励金の額等について】

①奨励金は、市内の協力事業店で使用可能な「海津市商品券」で交付します。

②その額は、対象経費の3分の1とし、その上限は18万円です。
（1万円未満の端数は切り捨て）

③奨励金の支給は、予算の範囲内において交付額（最大18万円分）を均等に3年に分けて、三世帯同居等を始めた日から4ヶ月以内の日が属する年の8月31日から翌年の6月1日までを初年度として支給します。ただし、2年目以降の支給額は、万円単位とし、端数部分は初年度に合算して支給します。

④商品券の使用期間は、発行日から6ヶ月以内です。交付決定し請求書を提出した後に「商品券引換証兼領収書」を郵送するので、海津市商工会でお受け取りください。

※2年度目以降は、「状況報告書」と「請求書」を提出し、市の審査が終了後に「商品券引換証兼領収書」を郵送するので、海津市商工会でお受け取りください。

※本商品券は金券につき、取得した年の一時所得に該当しますので、その他の一時所得と合算して50万円を超える場合は、その年の一時所得として所得税の課税対象となり、確定申告が必要となる場合があります。

※有効期限後の使用はできません。また、商品券の買い戻しや現金化もできないため、期限内でのご使用をお願いします。

〔商品券受取の際に必要なもの〕

◎海津市三世帯同居・近居世帯定住奨励金事業商品券引換証兼領収書(7号様式)

◎印鑑(交付申請に使用したもの)

◎受け取りにこられた方を確認できるもの(運転免許証等)

奨励金（商品券）の交付額等の流れ（例示）

※住宅取得日及び竣工日の住宅条件を満たしていること！

三世代同居等を始めた日	奨励金交付決定年度	①交付決定額	29年度支給額	30年度支給額	31年度支給額	32年度支給額	33年度支給額	34年度支給額
H29.4.17	29年度	18万円	6万円	6万円	6万円			
H29.5.10	29年度	16万円	6万円	5万円	5万円			
H29.12.20	30年度	18万円		6万円	6万円	6万円		
H30.9.9	31年度	18万円			6万円	6万円	6万円	
H32.2.1	32年度	18万円				6万円	6万円	6万円

8【申請書類及び提出書類について】

交付申請は、交付対象者が必要書類を持参の上、海津市役所 住宅都市計画課の窓口（西館1階）で行ってください。各支所（下多度、城山、石津、平田）での受付はできませんのでご注意ください。

なお、交付申請は先着順に受け付けますが、申請内容に不備のある場合は、当該不備が修正された時点で受け付けたものとしします。

（各年度の受付期間）

平成29年度：6月1日(木)から8月31日(木)まで

平成30年度：6月1日(金)から8月31日(金)まで

平成31年度：6月3日(月)から9月2日(月)まで

平成32年度：6月1日(月)から8月31日(月)まで 最終受付年度

※この制度は、時限措置の為、平成29年4月1日から平成32年3月31日までに交付対象要件を満たす「新・増改築等」【住宅取得や所有住宅の増改築及びリフォーム(P3.P4の用語の意義を参照)】が対象となります。

※書類確認や受付期間等があるため、郵送による提出はできません。

『申請に必要な書類』

申請者の状況によって、添付書類が異なりますので、ご注意ください。

申請に必要な書類		備考
①	海津市住まいる三世代同居・近居世帯定住奨励金交付申請書（様式第1号）	指定の様式を使用し、記入例を参考にしてください。 ※ 様式は、市のホームページからダウンロードすることができます。
②	海津市住まいる三世代同居・近居世帯定住支援事業調査表（様式第2号）	
③	誓約書（様式第3号）	
④	市税等調査同意書（様式第4号）	
⑤	三世代同居・近居をする住宅の位置図	位置図については、市販の地図等を活用し、縮尺と、住宅間の直線距離を入れてください。

⑥	建物の配置図及び平面図、立面図等の住宅の内容が確認できるもの	確認申請済書に添付してある平面図や立面図等の図面の写し
⑦	住宅取得及び増改築又はリフォームに係る工事に要した費用が確認できる書類の写し	工事請負契約書又は売買契約書の写し及び領収書の写し 契約書については、内容確認のため、原本を申請時に持参してください。
⑧	新・増改築を行った建物の登記事項証明書の写し又は建築基準法に基づく検査済証の写し	建物の登記事項証明書を添付（登記完了証は不可）又は検査済証を紛失した場合は建築審査担当課の発行する記載事項証明書を添付
⑨	増改築又はリフォーム工事の場合は、施工前と施工後の状態が確認できる写真	2ヵ所以上の場所でリフォーム前（変更前）の写真とリフォーム後（変更後）の写真が必要です。 ※リフォームは、市内業者が行う工事でないと対象となりません。
⑩	親、子世帯の関係を証明できる戸籍全部事項証明書	交付対象の世帯員全員の続柄が確認できる戸籍の全部事項証明書など
⑪	三世帯同居等をする予定の胎児である場合は、母子健康手帳の写しなど	出産予定である旨を記載した医師の証明書等（孫の出産予定の場合のみ必要となります。） ※既に市内にお住まいで、住所異動なしで出産により三世帯同居等に該当する場合は、対象となりません。
⑫	その他市長が必要と認める書類	本市から求めがあった場合に、必要な書類を提出してください。

『 その他提出いただく書類 』

奨励金を受領するため必要に応じて提出する書類です。

提出書類		備考
①	海津市住まいる三世帯同居・近居世帯定住奨励金交付請求書（様式第6号）	交付決定後に請求する。 2年度目以降は、申請受付期間に必要事項を記載して提出する。
②	海津市住まいる三世帯同居・近居世帯定住支援事業商品券引換証兼領収書（様式第8号）	奨励金の商品券が準備できしだい郵送します。海津市商工会でお受け取りください。受取委任される方は、委任状欄をご記入ください。
③	海津市住まいる三世帯同居・近居世帯定住支援事業状況報告書（様式第7号）	2年度目以降に、4月1日状況を申請受付期間に必要事項を記載して提出する。

※③の様式は、本市のホームページからダウンロードすることができます。

9【交付の取り消し及び返還について】

交付決定を受けた方が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく同居又は近居等をやめたことによる目的が達成できなくなったとき。

※療養や就職又は就学により、転居又は転出した場合や死亡した場合を除く

- (3) 住宅を正当な理由なく自己の居住の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) その他規則又は要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

※住民異動や住宅の変更が生じた場合は、速やかに届出してください。

10【他の制度との併用について】

この奨励金は、次の市の支援制度との併用ができます。ただし、それぞれの制度で、申請期間・必要書類が異なりますので御注意ください。

- ①海津市定住奨励金交付事業

11【市への協力について】

商品券の交付を受けた方には、本市が行うアンケート調査等に協力を依頼することがありますので、御協力をお願いします。

12【Q&Aについて】

〔対象者要件について〕

Q対象となる3世代の構成を教えてください。

A この制度における「3世代」は、「①親②子③孫」の組合せにより構成される「3世代」を意味します。なお、②子③孫による構成を「子世帯」と考えます。

例: 3世代の構成図

① 親 } 「親世帯」と考えます。

② 子 } 「子世帯」と考えます。②、③(18歳未満)の両方がいることは必要
③ 孫 }

※なお、上記の関係がわかるように、続柄の確認できる書類を提出ください。

Q申請者のほか、世帯員の年齢要件はありますか？

A 申請者をはじめ、世帯員の年齢要件はありませんが、3世代がそろっていることは必要です。

Q平成29年4月1日以前に市外から転入し、親世帯の近居に住宅を新築する場合でも対象になりますか？

A 海津市に1年以上、親世帯または子世帯が居住していない場合は、対象となりません。

Q近居とは、どのくらい離れていても大丈夫ですか？

A直線距離で2km以内か、親、又は子世帯の居住が同一小学校の区域内とします。(例えば、2km以上であっても親世帯が平原地区で子世帯が札幌地区に新築した場合は、高須小学校区内なので近居となります。親世帯が今尾地区で子世帯が野寺に新築した場合は、別の小学校区域なので近居になりません。)

Q母が入居している老人ホームの近くに家を新築しますが、対象になりますか？

A親世帯が介護老人保健施設や有料老人ホームなどに入所、入居している場合は対象となりません。

Q3年以内に同居していた父と母が死亡した場合は、補助金を返還しなければなりませんか？

A変更届出を提出していただきますが、お互いに必要な支援を行っていたにもかかわらず、亡くなってしまった場合にはやむを得ないものとして返還は生じません。

Q平成29年4月1日以前から親と同じ敷地に二世帯住宅を建築し、現在は2世代の同居ですが、近々、出産予定です。出産後、申請することは可能ですか？

A 住所異動（転居）を伴っていない場合は、対象となりません。

〔住宅要件について〕

Q対象となる住宅は、いつ建てたものが対象となりますか？

A新築及び購入の場合は、平成29年4月1日以後に登録した住宅で、増改築工事の場合は、平成29年4月1日以後に領収書の発行日が対象となります。

Q親と同居するために中古住宅を購入し、リフォーム工事をしましたが、対象になりますか？

A要件を満たしていれば、中古住宅の購入も対象としています。また、リフォーム工事も要件を満たせば対象となります。ただし、1つの住宅での申請は一度しかできませんので御注意ください。

Q親からの贈与による住宅は対象になるのか？

A相続、贈与など対価の伴わないものは対象となりません。そのため、費用を確認するものとして、契約書及び領収書を提出していただきます。

Q店舗と併用住宅は対象になるのか？

A住宅用の面積が、延床面積の2分の1以上あれば対象とします。

〔補助金額について〕

Q補助金額の計算方法は？

A申請書に記載する「交付申請額」は、次のように計算してください。
交付申請額＝交付対象費用×1／3（ただし、10,000円未満は切り捨て）
なお、上限額がありますのでご注意ください。
※18万円を上限額とする。

〔申請書類について〕

Q申請書類を郵送するので、受け付けしてもらえますか？

A申請時に内容確認を行いますので、郵送での受付はいたしません。
ご足労ですが「海津市市役所 西館 1階 住宅都市計画課」担当窓口に、
申請書類を持参願います。（各支所の受付もいたしません。）

Q申請できるのは、いつからですか？

A平成29年6月1日(木)から 8月31日(木)まで受付となりますが、先着順
で予算額に達した時点で受付終了になります。

(各年度の受付期間)

平成29年度 : 6月1日(木)から 8月31日(木)まで

平成30年度 : 6月1日(金)から 8月31日(金)まで

平成31年度 : 6月3日(月)から 9月2日(月)まで

平成32年度 : 6月1日(月)から 8月31日(月)まで

最終受付年度

Q申請できるのは、全ての要件を満たしていないとできませんか？

A申請日時点（＝担当窓口へ提出する日）で、全ての要件を満たし、提出書類が全てそろっていることが必要です。なお、近日中に引越し予定や書類不備など、書類や要件が確定していない場合、申請は受け付けませんで、あらかじめ御了承ください。

Q申請の際に、申請書類を代理（建築業者等）が持参しても、受け付けてもらえますか？

A申請者の了解が得られて（委任状があればさらに良い。）、申請書類（添付書類を含む。）が全てそろっていれば受け付けます。

〔その他〕

Q商品券の支給は、どれくらいか？

例えば、交付決定額が17万円の場合は？

A商品券の支給は、交付決定額（上限18万円分）を均等に3年に分けて、支給します。ただし、2年目以降の支給額は、万円単位とし、端数部分は初年度に合算して支給します。

（交付決定額が17万円の場合）

170,000円÷3年均等＝56,666.666円

初年度・・・・・・・・・・70,000円分の商品券を支給

2年目以降・・・・・・・・・・50,000円分の商品券を支給

Q商品券は、申請書を提出した後、どれくらいの期間で交付されますか？

A申請受付期間で受付けた分を適宜まとめて処理しますので、9月中旬頃には交付できる予定です。なお、準備ができしだいご通知させていただきます。

Q商品券の受け取りは、申請者以外の代理でも可能ですか？

A申請者以外の方は、通知する「商品券引換証兼領収書」の様式に申請者の方が委任状を記入いただきます。ただし、交付時には、商品券引換証兼領収書、印鑑（朱肉で押印できる印）、受け取りにこられた方を確認できるもの（運転免許証等）が必要となります。